

12月第3回三者面談

来週の9日（火）から12月の面談がスタートします。この面談では『①記録通知書の確認』『②国立・私立高校入試の手続きの確認』『③公立高校志望状況の確認』が主な内容になります。しっかりと答えられるように以下のことを確認しておきましょう。

① 記録通知書の記載内容について

面談当日に記録通知書を確認していただきます。追記がある方は必ず証書や賞状等のコピーをご持参ください。12月の三者面談ではその場で本人と保護者の方に訂正・確認をしていただきます。事前にご家庭で追記の確認をしておいてください。なお、**追記の締め切りは12月15日（月）まで**となります。

② 国立・私立高校の受験校について

今回の三者面談ではどの国立・私立高校を受験するのか、どの国立・私立高校の調査書を作成していくのかを決定します。前回の三者面談でお配りした「私立高等学校受験手続一覧・調査書作成願」をご家庭でよくご相談の上、ご持参ください。

もし、面談後に個別相談会を予定していて受験校やコース等が確定していない場合でも、受験予定の国立・私立高校に関しましては、作成願に記入をしていただいた上で担任にご相談ください。調査書作成願を提出した後でも受験を取りやめることはできますが、急遽調査書が必要になると提出期日に間に合わなくなる場合があります。特に、早期（冬季休業中）に調査書が必要な学校を受験する場合は必ず担任と連絡を取り合い、日付を確認してください。また、**調査書の発行には「調査書作成願」とともに「記録通知書の受領書」が必要**になります。忘れないようにしましょう。

◎調査書の受け渡し日

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 1月8日（木）始業式 教室 | ※原則はこの日 |
| (2) 1月5日（月）9時～10時 | ※書類提出に間に合わない人のみ |
| (3) 12月25日（木）13時～14時 | ※1月6日以前に出願する人のみ |

③ 学校推薦希望の有無について

受験する国立・私立高校では個別相談会等で「学校推薦」での受験を勧められる場合があります。「学校推薦」の場合、校長面談が必要となります。前回の三者面談から申し出があった方には「私立高等学校 学校(学校長)推薦申請書」を担任からお渡ししています。「学校推薦」での受験を希望される場合は早急に担任に伝えるとともに「調査書作成願」にて報告してください。

また、推薦書に関しましては各高校で所定の様式がございます。個別相談会等で

所定の用紙を受け取っていない場合で学校推薦を希望される場合は、高校 HP などから各校の推薦書を印刷して、三者面談にご持参ください。なお、自己推薦や保護者推薦等で学校からの推薦ではない推薦書に関しましてはご持参いただく必要はありません。

④ 埼玉県公立高校ウェブ出願システム、デモ出願について

先日、登録していただきましたウェブ出願システムのデモ出願について改めて手続きをお願いいたします。

12月2日（火）～12月25日（木）午後3時：サンプル高校へ出願する。

(1) 志願予定者が電子出願システムにログインし、志願情報申請を行う。

(2) 志願情報申請をする高校は以下の通り。

募集区分	運用テスト
課程	全日制
志願先高校	「埼玉県立サンプル第五高等学校」を選択 中学校毎に志願する高校が異なるので注意すること。
学科	普通科、理数科、音楽科 音楽科を選択した場合は、実技検査を「ピアノ」「声楽」「管・弦・打楽器」から1つ選択する。
第2志望	選択してもよい。(全て相互に選べる)
その他	入学選考手数料の納付は不要(手続きも必要ない)

全ての生徒のデモ出願が完了しませんと大石中学校としての出願手続きが完了しません。大石中学校としては12月17日(水)までに出願手続きの完了をお願いいたします。

⑤ 公立高校受験に際して特別な配慮を必要とする場合について

県公立の受験に際しては、障害や怪我、病気等により学力検査を行う上で配慮が必要な生徒について、事前に高校に配慮事項を伝えることができます。

受験要項には“配慮については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときに行うこととする。配慮する事項については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。”とあり、中学校を経由して志願先高校へ連絡が行きますので、ご希望されるご家庭につきましてはお早めにご相談ください。

【三者面談の持ち物】

- ・追記する資格等の証明書のコピー
 - ・私立高等学校受験手続一覧・調査書作成願
 - ・国立・私立高校指定の推薦書（学校推薦希望者のみ）
 - ・(必要に応じて)私立高校募集要項、各種テスト結果
- ※調査書等、学校指定のものがある場合に関しましても担任にご相談ください。

【三者面談までに確認して頂きたい内容】

- ・調査書を受け取る日
- ・試験日、出願期間、合格発表の日時と方法（調査書作成願に記入）

※インターネットで出願する期間（エントリー）と必要書類を送付する期間が違ふことが多いです。必ず両方を確認してください。